条約

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十号

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定

日本国及びヨルダン・ハシェミット王国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成する全ての種類の資産であって、直接又は間接に所有し、又は支配するものをいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び営業上の秘密に関する権利を含む。）

(viii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

注釈　この条において、投資財産には、次のものを含まないことが確認される。

(i)　公債

(ii)　次のもののみから生ずる金銭債権

(A)　一方の締約国の区域にある国民又は企業による他方の締約国の区域にある国民又は企業に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B)　(A)に規定する契約に基づく商業取引に関連して与えられる信用

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii)　締約国の企業

(c)　「企業」とは、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

注釈　法人その他の事業体の目的及び法人その他の事業体の所有又は支配に関する事項は、当該法人その他の事業体が企業の定義に該当するかどうかについて影響を及ぼすものではない。

(d)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「区域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(g)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(i)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(j)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(k)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(l)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(m)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(n)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。